

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき感染症は、次の表のように定められており、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとることになっております。出席停止の期間は、医師の指示に従って十分に静養するとともに、感染予防のため友人等との接触は避けてください。

なお、病状が回復し登校するときには、必ず医師の診察を受け、下記の「学校感染症治癒通知書」を記入して頂いて、担任へ提出をお願いします。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、「罹患報告書」を提出してください。

	出席停止とする感染症の種類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、 新型コロナウイルス感染症（今後、感染症法での位置づけが変更される予定です） 等
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜炎（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、その他の感染症

※「学校感染症治癒通知書」は文書料の負担がかかる場合もあります。

.....きりとせん.....

〔学校感染症治癒通知書〕

広島翔洋高等学校長様

次のとおり、加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態になりました。

氏名	普通科 ビジネス科	年組番
診断名		
療養した期間	年月日（　）～	年月日（　）

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

【担任記入欄】

前日の早退等	登校した日
/	/ 校時から出席